

静岡県木材業者登録規程

静岡県木材協同組合連合会

(総 則)

第1条 木材業者登録の実施は、木材業者登録規約（以下「規約」という。）に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(定 義)

第2条 規約における木材業者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 素材生産または木材等の販売を主たる業として営む者（**木材販売業者**）。
- (2) 機械設備により製材、木材チップまたは特殊材の製造を主たる業とする者（**製材業者**）。
- (3) 前項の(1)(2)と兼ねて建築業を営む者（**兼業者**）。

(書類の提出期限)

第3条 規約第4条および第7条の登録（更新の登録を含む。以下、同じ。）および登録の変更等の届け出は次のとおりとする。

- (1) 登録申請書は、事業開始20日前および更新の申請は有効期限の20日前までに提出するものとする。
- (2) 登録の変更届出書は、変更の生じた日から20日以内に提出するものとする。

(登録申請書等の様式)

第4条 登録申請書等の様式は次のとおりとする。

- | | |
|--|------|
| (1) 登録申請書 | 様式1号 |
| (2) 登録簿 | 様式2号 |
| (3) 登録証 | 様式3号 |
| (4) 登録証再交付申請書 | 様式4号 |
| (5) 規約第7条の規定による届け | |
| ① 規約第4条各号に掲げる事項に変更を生じた場合（ 変更届 ） | 様式5号 |
| ② 事業を廃止した場合（ 廃業届 ） | 様式6号 |

(登録料等の納付方法)

第5条 規約第6条の規定による登録料および手数料は、申請時に現金により納付しなければならない。

(申請書等書類の提出)

第6条 申請者は、この規定第4条に定める登録申請書、登録証再交付申請書、変更届等「正副」2通を作成し、申請者が所属する地区木材組合に提出するものとする。
ただし、申請しようとする者が、地区木材組合の未加入者等員外業者である場合についても、原則として同手続きによるものとする。

(1) 申請者が2以上の営業所(工場)を有する場合は、主たる営業所(工場)において、その地域の地区木材組合へ提出するものとする。

(2) 登録申請書を受理した地区木材組合の代表者は、速やかに申請書等の内容を検討のうえ、意見を付して「正」1通を本連合会長に提出し、「副」1通は地区木材組合の控えとして保存する。

(登録および登録証の交付)

第7条 本連合会長は、地区木材組合の代表者より登録申請書を受理したときは登録簿に登録するとともに、登録証を申請者に交付するものとする。

(登録番号)

第8条 登録番号は、別に定める一連番号とする。

また、更新する場合においても、当初の番号をそのまま用いるものとし、廃業もしくは登録を抹消した場合は欠番とする。

(補 則)

第9条 この規程を変更するときは、理事会の2/3以上の承認を要する。

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

(付 則)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

静岡県木材業者登録要綱

静岡県木材協同組合連合会

(総 則)

第1条 静岡県木材業者登録規約および登録規程に定めのない事項については、本要綱により定める。

(登録料、木材PR推進費)

第2条 登録料5,000円と非会員の木材PR推進費30,000円は、各々その40%を事務取扱いの地区木材組合、60%を本会に分配する。

(登録番号)

第3条 地区木材組合ごとの登録番号は、別紙番号から始め、一連番号とする。

(付 則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年10月23日より一部改正する(第2条・登録料、木材PR推進費)。

静岡県木材業者登録にかかる登録番号

静岡県木材協同組合連合会

No.	組 合 名	番 号	No.	組 合 名	番 号
1	天竜木材産地協同組合	1001～	11	清水港木材協同組合	2701～
2	氩田川木材協同組合	1401～	12	富士宮木材協同組合	2901～
3	浜北木材協同組合	1601～	13	沼津木材協同組合	3001～
4	浜松木材商同業協同組合	1701～	14	裾野木材協同組合	3101～
5	天龍木材協同組合	1801～	15	御殿場木材協同組合	3201～
6	太田川木材協同組合	1901～	16	駿豆木材協同組合	3301～
7	掛川木材協同組合	2001～	17	田方地区木材協同組合連合会	3401～
8	島田木材協同組合	2201～ 2301～	18	静岡県内外広葉樹協同組合	3501～
9	志太木材協同組合	2401～	19	御前崎港外材協同組合	3601～
10	静岡木材業協同組合	2501～			

注) (規程第8条/登録番号)

- ①地区木材組合の登録番号は、上記の番号から始め、一連番号とする。
- ②更新する場合も、当初の番号をそのまま用い、廃業や登録抹消の場合は、欠番とする。